

習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（第4条—第6条）

第3章 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準（第7条—第11条）

第4章 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準（第12条）

第5章 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準（第13・14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、条例に委任された基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の16第1項の規定による条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次条から第14条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）で定める基準をもって、その基準とする。

（運営規程）

第3条 家庭的保育事業者等が規程に定めておかなければならない事業の運営についての重要事項は、省令第18条各号に定めるもののほか、習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項とする。

第2章 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準

（設備の基準）

第4条 省令第22条第7号中「設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。」とあるのは、「設置すること。」とする。

（職員）

第5条 省令第23条第2項中「保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」とあるのは、「保育士等の資格を有する者」と

する。

- 2 家庭的保育事業に従事する職員の基準は、前項及び省令第23条各項に定めるもののほか、家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者2人以上又は家庭的保育者及び家庭的保育補助者それぞれ1人以上置かなければならないこととする。

(保育時間)

- 第6条 家庭的保育事業を行う者が、省令第24条に定めるところにより保育時間を定める場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第3章 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準

(小規模保育事業A型の設備の基準)

- 第7条 省令第28条第1号及び第4号中「調理設備」とあるのは、「衛生的な調理設備」とする。

(小規模保育事業B型の設備の基準)

- 第8条 省令第32条の規定により準用する省令第28条第1号及び第4号中「調理設備」とあるのは、「衛生的な調理設備」とする。

(小規模保育事業C型の設備の基準)

- 第9条 省令第33条第1号及び第4号中「調理設備」とあるのは、「衛生的な調理設備」とする。

(小規模保育事業C型の職員)

- 第10条 小規模保育事業C型に従事する職員の基準は、省令第34条各項に定めるもののほか、小規模保育事業C型を行う場所には、家庭的保育者2人以上又は家庭的保育者及び家庭的保育補助者それぞれ1人以上を置かなければならないこととする。

(小規模保育事業C型の保育時間)

- 第11条 小規模保育事業C型を行う者が、省令第36条の規定により準用する省令第24条に定めるところにより保育時間を定める場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第4章 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準

(居宅訪問型保育事業の保育時間)

- 第12条 居宅訪問型保育事業を行う者が、省令第41条の規定により準用する

省令第24条に定めるところにより保育時間を定める場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第5章 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準

(保育所型事業所内保育事業の設備の基準)

第13条 省令第43条第1号及び第5号中「調理室」とあるのは、「衛生的な調理室」とする。

2 省令第43条第2号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

(小規模型事業所内保育事業の設備の基準)

第14条 省令第48条の規定により準用する省令第28条第1号中「調理設備」とあるのは「衛生的な調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「調理設備」とあるのは「衛生的な調理設備」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(連携施設に関する経過措置)

2 省令附則第3条の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、連携施設を確保するものとする。この場合において、市長は家庭的保育事業者等の連携施設の確保が円滑に行われるよう、必要な措置を採らなければならない。